

データ連携WT_データ連携に関する課題

2022年11月

デジタル庁

データ連携に関する課題の全体像

構成員から頂戴した最適案に関する意見を踏まえ、WT②で取り上げられなかったサブ課題（黒字）について議論できればと考えています。

1. API連携に関する課題

- 1.1.1.API仕様書の公開 **検**
- 1.1.2.データ取得件数・容量・タイムアウト値の上限設定 **反**
- 1.1.3.PUSH型データ提供の追加 **情**
- 1.1.4.APIの業務間の対応関係の整理
- 1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様 **反**
- 1.1.6.データ連携元システムとの整合性確認 **情**
- 1.1.7.OAuth2.0の採用目的の明確化
- 1.1.8.レスポンス側システムのサーバ停止、バックアップ時の運用設計 **情**
- 1.1.9. API連携のDB負荷を考慮したリクエストパラメータの制御 **情**
- 1.2.1.大量処理の仕様・性能
- 1.2.2.リクエストパラメータの追加 **反** **情**
- 1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体 **反**
- 1.2.4.API連携に関する詳細技術仕様書の精査
- 1.2.5.必須項目が空欄時のレスポンス **反**
- 1.2.6.リクエストパラメータ（FROM・TO）の解釈
- 1.2.7.庁内システム間におけるコード管理 **情**
- 1.2.8.オンライン操作とDB更新のタイムラグを踏まえた差分データの取得仕様の規定 **情**
- 1.2.9.異動パターン毎のデータ仕様及びサンプルデータの規定 **反**
- 1.2.10.遡及修正時の連携仕様 **情**
- 1.2.11.適合確認
- 1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い **反**
- 1.2.13.経過措置として従来の文字セットを保持する場合の連携仕様
- 1.2.14.Content-Typeの設定 **未**
- 1.2.15.タイムアウト時のエラーコード、制御主体の確認 **未**

情 構成員からの情報提供内容を踏まえた再検討 **検** 方向性には賛同するが要検討事項ありの意見を踏まえた再検討 **未** 前回対応方針(案)を別途提示としたサブ課題
反 対応方針(案)への反対意見を踏まえた再検討 **反** 取扱いへの反対意見を踏まえた再検討

データ連携に関する課題の全体像

つづき

2. ファイル連携に関する課題

2.1.1.ファイルサーバの構築主体・配置の規定 **情**

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様

① 独自施策システム **反**

② 外部システム **検**

2.1.3.認証認可方式の規定 **情**

2.1.4.データ出力タイミング（日次/月次/年次）の規定 **検**

2.2.1.連携単位（全件/差分/1件）の規定 **情**

2.2.2.ファイル連携における版数判断仕様の規定 **未**

2.2.3.リクエストパラメータの規定

2.2.4.権限付与の主体の見直し **反**

2.2.5.データ連携元システムとの整合性確認

2.2.6.ファイル連携のエラー時の再処理の規定

2.2.7.機能別連携仕様における繰り返しの規定

2.2.8.項目名表記の定義（日本語/ローマ字）

2.2.9.データ要件・連携要件標準仕様書と共通機能標準仕様書の単語の定義（「リアル連携」「ファイル連携」「API連携」）

2.2.10.適合確認

2.2.11.ファイル連携仕様書の公開

3. 移行期間におけるデータ連携に関する課題

3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン **検**

情 構成員からの情報提供内容を踏まえた再検討

検 方向性には賛同するが要検討事項ありの意見を踏まえた再検討

未 前回対応方針(案)を別途提示するとしてサブ課題

反 対応方針(案)への反対意見を踏まえた再検討

反 取り扱いへの反対意見を踏まえた再検討

1. API連携に関する課題

1.1.1. API仕様書の公開

APIの実装にあたっての必要な情報は、「API連携に関する詳細技術仕様」、「API仕様書_標準様式」、「基本データリスト」、「機能別連携仕様」、「API規定事項一覧」にて示しているところですが、個別のAPI仕様書を示してほしいといった意見が寄せられました。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:別紙4-1 API連携に関する詳細技術仕様書

APIの実装にあたり必要となる情報は以下資料にて示している。

- API連携に関する詳細技術仕様
- API仕様書_標準様式
- 基本データリスト
- 機能別連携仕様
- API規定事項一覧

※API連携に関する詳細技術仕様より抜粋

1. API 連携詳細技術仕様書について

標準準拠システムと他の標準準拠システムとの庁内データ連携の標準仕様は、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定している。本仕様は、当該標準仕様書で規定した「REST による公開用 API」を実装するための詳細仕様及び実装に必要な内容を補完的に示すものである。

データ連携するデータ項目や当該項目のデータ型等の詳細については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の基本データリスト、機能別連携仕様で規定される。本仕様は、「API 仕様書_標準様式」の構成及び「API 仕様書_標準様式」、基本データリスト、機能別連携仕様の関連を示すことで、APIの実装を可能とするものであり、「API 仕様書_標準様式」に基づき、仕様書の作成を求めるものではない。実装にあたり、API 規定事項一覧で必要な情報を補完する。

構成員の意見

- ✓ API仕様書をご提示いただきたい。
- ✓ 「API仕様書_標準様式」にて、介護保険被保険者情報照会API（連携ID: 023o0100）が示されているが、他のAPIについても全て示されるのか。示される場合、時期はいつ頃を想定しているか。
- ✓ 「API仕様書_標準様式」は、介護のサンプルを元に各ベンダで独自に作成していくことになるか。



1.1.1. API仕様書の公開

構成員からは、ベンダがそれぞれAPI仕様書を作成することが非効率である等の意見が寄せられたものの、API仕様を規定する資料一式では規定できていない項目はないことを確認できたことから、当初の対応方針を維持することします。

考え方

連携ごとの個別のAPI仕様書を作成することは想定していない。（相当数の連携が存在し、個別の作成は現実的でない。）

「API連携に関する詳細技術仕様」、「API仕様書_標準様式」、「基本データリスト」、「機能別連携仕様」、「API規定事項一覧」を参照し、APIを実装する必要がある。

上記について、伝わりにくい構成となっている可能性がある。

構成員意見（詳細は次ページ）において、API仕様を規定する資料一式で規定が不十分な項目はないことを確認できた



対応方針（案）

取り扱い

4_既存仕様にて規定済

個々のAPI仕様は以下の資料で示す。

- API連携に関する詳細技術仕様
- API仕様書_標準様式
- 基本データリスト
- 機能別連携仕様
- API規定事項一覧

内容

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <4件>

■ ベンダごとに仕様書を作成することは非効率 <2件>

- ✓ 各ベンダーは自社システムの開発のために詳細仕様を作成する必要がある。これを全ベンダーが行うことは非常に非効率的

■ API規定事項一覧の詳細化（データの階層、ブロック要素の構成等を明示）を希望 <1件>

- ✓ API規定事項一覧については、基本データリスト、機能別連携仕様と同様に、業務毎に分割していただきたい。リクエスト、レスポンスともにデータの階層、ブロック要素の構成などを明示した資料を連携API（連携ID）毎に、別途提示していただく必要がある。【→ 基本データリストにて規定済み】

■ 適合性検証ツールとあわせた公開を希望 <1件>

- ✓ 適合性チェックツールの開発で作成される想定-APIリファレンスを最低限を公開いただきたい

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <7件>

■ 特定の履歴情報を取得するための追加<2件>

- ✓ API規定事項一覧又は機能別連携仕様に、連携する情報の範囲（宛名番号に対する最新履歴のみ、過去の異動履歴も含めてすべての異動履歴、期間指定で異動のあったすべての異動履歴 等）を示していただきたい。また、期間指定で異動のあった情報をすべて照会し、その情報を自業務のDBに取り込むことが機能として必要であれば、そのことがわかるように標準仕様書には示していただきたい。
- ✓ リクエストパラメータの充足、もしくは最新断面が識別可能なフラグ（あるいは過去歴修正は発生源から送信しない）など、利用側（データ取得側）の実装が容易になる工夫が必要と考えます。【→ 「1.2.10.遡及修正時の連携仕様」にて最新フラグを新たに規定し最新断面が識別可能となる予定】

■ API規定事項一覧へ項目のローマ字表記等の追記<1件>

- ✓ API規定事項一覧へ項目として「リクエストキー項目」のアルファベット、「レスポンス項目」の日本語、アルファベットを追加してほしい。【→ 基本データリストにて規定済み】

■ 仕様書妥当性確認の体制・運用ルール追加<1件>

- ✓ 各ベンダ・各業務で作成したAPI仕様書の妥当性を確認する、またはフォローする、といった体制を提供いただきたい。

取り扱いに対する反対意見 <9件>

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件） <7件>

- ✓ 個別のAPI仕様書の公開を希望する

■ 2_リファレンス提供（強制力はない） <1件>

- ✓ 現状でも開発は行えると考えるが、標準でなくても一通りのAPI仕様サンプルがあった方がよい。実際のマルチベンダ環境での連携でベンダ間での認識・解釈のブレが絶対無いと言い切れない

■ 9_その他<1件>

- ✓ 介護以外のサンプルをご提供頂きたい。

1.1.2.データ取得件数・容量・タイムアウト値の上限設定

共通機能の実装方法は、各事業者のパッケージの提供範囲に関わる内容であり、仕様書では規定しない整理としていました。一方で、データ取得件数・容量・タイムアウト値の上限設定に関する質問、それらを規定すべきといった意見が構成員から多く寄せられました。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:API仕様書

API連携の考え方として、データ取得件数・容量・タイムアウト値は非機能要件であることから、庁内データ連携における機能要件として標準仕様を規定しないこととしている。

なお、データを分割して取得できるAPI仕様とし、またタイムアウト値についても目安として処理が30秒以上経過した場合としているものの、性能テストやデータ連携テストを通じて適切な値を設定することとしている。

<API仕様書の留意事項（抜粋）>

- データを複数取得する際に件数を分割して取得しなければならない場合（データ量が多く30秒以上経過しタイムアウトになること防ぐ場合、一部データを取得したい場合等）、パラメータにlimit、offsetを記載する。
- 処理が30秒以上(※)経過した場合は、タイムアウトとなる。タイムアウトが発生した場合、HTTPステータスコード503のみが返却される。（JSON形式では返却されない）
※目安として30秒と記載しているが、性能テストを踏まえ、適切なタイムアウト時間を設定されたい。

構成員の意見

- ✓ 現在の仕様では、リクエストを送ってタイムアウトが発生した場合、件数を絞って再度取得する仕様とされているが、リクエスト先のシステムが何件までタイムアウトせずに対応できるのかが不明であることから、取得件数についての設定が困難である。
- ✓ 返却件数や容量に制限はありますか？
- ✓ リクエスト「limit」は照会側が指定する取得数上限であるが、API連携として返却可能なデフォルト件数を規定しなくてよいか。

1.1.2.データ取得件数・容量・タイムアウト値の上限設定

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

データ取得件数・容量・タイムアウト値は非機能要件の標準に準じ、ベンダ・自治体裁量で定める方針を維持します。

考え方

データ取得件数・容量・タイムアウト値は**地方公共団体情報システム非機能要件の標準に準じた設定**が必要

構成員からはリクエストパラメータの上限値や推奨範囲等の提供に関する意見が改めて寄せられた（詳細は次ページ）。

一方で、業務特性や団体規模によるところが大きく、共通的に妥当な（利用可能な）規定が困難であること、システムの仕様を標準化するという標準仕様書の目的に沿うものではなく、自治体-ベンダ間の調整コストの削減に資する類のものであることを踏まえ、リファレンス等を含めて規定は行わない方針を維持することとする



対応方針（案）

取り扱い

3_ベンダ・自治体裁量

データ取得件数・容量・タイムアウト値は業務特性や団体規模により様々な設定値が想定され、標準仕様を一意に定めることが困難であると思われます。

地方公共団体情報システム非機能要件の標準に準ずることを前提に、性能テストやデータ連携テストを通じてベンダ・自治体裁量で定めることとし、仕様書改定及びリファレンス提供は行わないこととします。

内容

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられました。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <3件>

■ リクエストパラメータへのキー項目や必須化による負荷のコントロール<2件>

- ✓ 利用システム側の都合で提供システム側の負荷に影響する内容のため、宛名番号等の個人を特定するキー値を含めた問合せを行うなど、障害時以外にタイムアウトが発生しない設計とするべき

■ リクエストパラメータの上限値や推奨範囲の規定による負荷のコントロール<2件>

- ✓ リクエスト側が大量のデータ取得件数・容量のリクエストを短時間に大量に行った場合、レスポンス側のサーバに負荷がかかるため、一定の上限設定（外部パラメータの推奨範囲の提示）は必要

■ 性能指標の提示<2件>

- ✓ 最低限の性能指標や推奨値を示すべき。でなければ、受理側システムではどうやっても性能に関する非機能要件を達成できないケースが出ると思われる。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<8件>

■ 件数取得のAPIの標準化<1件>

- ✓ 閾値は団体の裁量でよいと考えますが、前回WTでも意見が出ていた、件数取得のAPIなどは標準化したほうがよい

■ タイムアウト時のレスポンスの詳細化<1件>

- ✓ データ量が多く処理が応答できないことがタイムアウトでしか規定できないのは良くないと考える。件数超過等により提供側システムがデータを提供しない（できない）応答を定義してほしいと考える。

■ リクエストパラメータの上限値や推奨範囲の規定による負荷のコントロール ※反対意見と同様

■ 標準様式への規定欄の追加

- ✓ 件数、タイムアウト値についてはベンダー・自治体の裁量で問題ないと考えますが、API仕様書の統一的な書き方・明確化の為に、個別の領域を設けて基準値を記載できるようにする

■ ファイル連携も選択肢として認めるべき<1件>

- ✓ タイムアウトの可能性があるデータ連携はファイル連携にする、もしくはファイル連携も認める

取り扱いに対する反対意見<9件>

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件）<6件>

- ✓ 自治体規模もよりますが、タイムアウトの発生が想定される連携はファイル連携も必要なため、仕様書への反映が必要と考えます。
- ✓ 件数等は裁量でいいですが、件数超過で応答しない場合のエラーレスポンス定義が必要では
- ✓ 推奨値の設定をリファレンスとして提供でも問題無い

■ 2_リファレンス提供（強制力はない）<2件>

- ✓ 上限値や推奨値のリファレンス提供はお願いしたい。

1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様

独自施策システムとのAPI連携については、データ要件・連携要件標準仕様書に規定があるものの、具体的な実装方法が不明確であるといった意見が構成員から寄せられました。

仕様書の規定

データ要件・連携要件標準仕様書:本編

標準準拠システムの機能別連携仕様においてAPI連携により提供することとしているデータ項目のデータを、受け取ることができる。

3.3 独自施策システム等連携仕様

- (1) 連携対象システムは、標準準拠システムの機能別連携仕様において API 連携により提供することとしているデータ項目のデータを、受け取ることができる。
- (2) 標準準拠システムは、連携対象システムから、機能別連携仕様において API 連携により受け取ることとしているデータ項目のデータのうち地方公共団体が認めるものを、API 連携により受け取ることができる。

共通機能標準仕様書:本編

標準準拠システムが標準準拠システム以外のシステムとデータを連携させる場合も「RESTによる公開用API連携」及び「ファイル連携」の2つの方式に従うものとする。

2.2.4.標準準拠システム以外のシステムとの関係

標準準拠システムが標準準拠システム以外のシステムとデータを連携させる場合も「RESTによる公開用API連携」及び「ファイル連携」の2つの方式に従うものとする。

構成員の意見

<どのように提供するのか>

- ✓ 独自施策システムに対する連携において、標準準拠システムが照会される側になる場合、連携対象システムは、標準準拠システムの機能別連携仕様においてAPI連携により提供することとしているデータ項目のデータを、受け取ることができる。とあるので、**REST公開用APIを独自施策システムも呼び出して良いとの規定に読める。**では、010o01 00「税額決定に伴う収納・滞納管理システムへ個人住民税賦課（期別単位調定）情報提供のための連携インターフェース」は、独自施策システムに対して無制限に賦課情報を提供してよいのか。それらの**アクセスコントロールの考え方はあるのか**。独自施策システム専用のAPIを実装したいなどの要望はないのか。

<どのように受け取るのか>

- ✓ **独自施策システムがAPI公開した場合、APIコール名は独自のものとなる**わけであり、そのまま標準仕様の照会側APIで呼び出せるわけではない。この際の対応はどのように考えられているのか。カスタマイズ禁止の状態にあって、独自のAPIを作り込むことは許容されないはずである。



1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられました。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <3件>

■ 機能要件に規定のないため実装不可ではないか <2件>

- ✓ 独自施策システムからデータ渡すIFについて機能要件として定められてないことから、実装できないのではないかな。また、標準準拠システムが提供する情報と同じIFでは対処できない可能性がある

■ 基本データリストでの連携にすべき <1件>

- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携はAPI連携基本データリストとすべき。独自施策システムは多数存在するため、「独自施策システムが渡す」連携をAPI仕様書で規定することは非現実的。「独自施策システムが受け取る」連携は可能と考えられるが、独自施策システム側で受け取るためだけに、API連携の仕組みを構築するコストを考えると、従来実施しているファイル連携（基本データリスト）の方が低コストになる

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<5件>

■ 独自施策施策向けの既存IFの実装が不要である旨の追記<2件>

- ✓ 標準準拠システムが新規導入される場合、独自施策システム向けに既存で使用している独自インターフェースを実装する必要はない旨を明記していただきたい。

■ 他の標準準拠システム向けAPI利用する際の基準の詳細化<1件>

- ✓ レスpons項目を追加して使用する場合は転用にあたるのか明確にしてほしい

■ 独自施策システムとの連携は標準化対象外（外部システム扱い）とする <1件>

- ✓ 独自施策システムとの連携については標準化対象外とすることはできないでしょうか。

取り扱いに対する反対意見 <7件>

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件） <6件>

- ✓ 独自のAPIを実装しない形とする必要があるため、標準仕様に記載して強制力を持たせた方が良い
- ✓ ベンダロックインの原因とならないように明記が必要

■ 1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ リファレンス提供ではなく仕様書に明記し各ベンダの認識に齟齬が発生しないようにしてほしいため。

1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

独自施策システムとの連携については、一義的には既存の連携仕様に準拠したIF（API）の転用を検討する点は維持する。一方、転用できない場合については、個別のIFを認めるのではなく基本データリストを利用したファイル連携で実装する方向への見直しを検討する。

考え方

「3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン」にて考え方を示した、**移行期間における例外的な取扱い以外には、機能別連携仕様に定められたAPI以外を標準準拠システムに実装することは認められない**

対応方針（案）

取り扱い

1-2_仕様書への反映（連携要件）
2_リファレンス提供（強制力はない）

内容

独自施策システムとのAPI連携については、以下の実装方法を想定しています。

以下の実装イメージでの必要なデータ項目の連携が困難な場合は、ファイル連携に関するサブ課題「2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様（①独自施策システム）」の考え方を踏まえ、標準準拠システムに独自IFを設けない形で、実装方法の検討をお願いします。

なお、標準準拠システムと独自施策システムの連携において、APIを含む独自IFを利用することは認められないことについて、不明瞭と考えられる箇所に補記することとします。

#	連携の方向	実装イメージ・留意事項
1	<p>独自施策システムが受け取る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能別連携仕様に定められた他の標準準拠システム(B)向けのAPIを使用してデータを取得する ✓ 当該APIで取得するデータ項目を独自施策システムが利用してよいかについて、自治体ごとに判断が必要
2	<p>独自施策システムが渡す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能別連携仕様に定められた他の標準準拠システム(C)が当該標準準拠システム(A)向けにデータを提供するAPIを使用してデータを提供する

#2（独自施策システムが提供側となるAPI）におけるAPIコール名については、API連携に関する詳細技術仕様書に、命名規則等の規定を追加することとします（この点の取扱いは「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」）。

なお、独自施策システムに限らず、各基幹業務システム単位のアクセスコントロールをAPI認証の仕組みの中で、利用者単位のアクセスコントロールを各基幹業務システム内の権限管理の中で実現することを想定しています。

1.2.2.リクエストパラメータの追加（1つ目）

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
1.2.2.リクエストパラメータの追加	リクエストの引数として想定されるパラメータが不足しているように見受けられる。例えば、住民記録の利用側は、（操作日時ではなく）業務の異動日による抽出、異動期間において最新断面のみの抽出or履歴も含めた抽出、異動対象者のみの抽出or異動対象者を含む世帯員の抽出などのニーズがあると想定され、利用側の業務ニーズにあわせたIF設計の考慮が必要ではないか。	-	あらかじめ利用するデータを利用システム側で保持しておくことが考えられます。APIには、異動分を取得するためのパラメータがありますので、必要に応じて最新化することが可能です。利用システム側で保持することによって、業務要件に応じたかたちで柔軟にデータを利用できます。	反対意見を踏まえて対応方針を調整（別ページ）

1.2.2.リクエストパラメータの追加（1つ目）

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <2件>

■ 業務特性を踏まえたリクエストパラメータの精査<2件>

- ✓ 業務ごとに異動差分を抽出するための抽出条件が異なり、それが不足しているという指摘である認識。仕様については業務の専門家（各標準仕様書の所管省庁）に任せて検討すべき
- ✓ 操作日時等の差分を抽出するパラメータがある事は把握したうえで、例として住民記録では異動日を用いて差分抽出する仕組みが必要ではとの意見であると考えている。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <9件>

■ 業務特性を踏まえたリクエストパラメータの精査<2件> ※反対意見と同趣旨

■ 差分抽出に用いる操作日時の明確化 <2件>

- ✓ 差分抽出に用いる操作日時はデータベースへのデータ更新日時として明記すべき

■ 個人を指定した取得に限定 <1件>

- ✓ 大量データ更新の可能性のあるデータについて、API連携での差分取得はリスクがあることが考えられるため、差分取得ではなく個人を指定した取得とすることが望ましい

■ ファイル連携も可能とする <3件>

- ✓ 大量のリクエストが必要なケースがあると想定される「ファイル連携」も可とする
- ✓ データを保持しておくことが必要なケースでは「ファイル連携」が望ましい

取り扱いに対する反対意見 <7件>

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件） <6件>

- ✓ 業務特性に応じたリクエストパラメータを追加するか否かの回答を示していただきたい。
- ✓ API規定事項一覧のパラメータ見直し
- ✓ 各データに対するリクエストパラメータの充足、もしくは最新断面が識別可能なフラグなど、利用側（データ取得側）の実装が容易になる工夫が必要

■ 9_その他 <1件>

- ✓ 「APIには、異動分を取得するためのパラメータ」について、本意見照会結果（最新フラグや履歴の持ち方、操作年月日の解釈明確化等）も反映頂きたい

1.2.2.リクエストパラメータの追加（1つ目）

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

庁内データ連携の全体方針の見直しを踏まえ、業務固有のリクエスト項目の追加の必要性を改めて検討する予定です。

考え方

庁内データ連携の全体方針の考え方において、異動日を基準にした差分データの連携は、ファイル連携とする方向で検討中

ファイル連携となる場合、API連携のリクエスト項目への追加の必要性は低くなる事が考えられる



対応方針（案）

取り扱い

9_その他
4_既存仕様にて規定済

内容

庁内データ連携の全体方針の見直しを踏まえ、業務固有のリクエスト項目の追加の必要性を改めて検討する予定です。必要性の判断は、各府省とも協議・調整を行うことを想定しています。

1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体（1つ目）

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
	<p>アクセス先API認可サーバーは庁内データ連携の一つでしょうか</p>	<p>—</p>	<p>OAuth2.0（トークンタイプ：Bearer、認証方式：client_secret_jwt）認証を実現するために、庁内データ連携における要件として認可サーバを構築することが必要と考えています。</p>	<p>反対意見を踏まえて対応方針を調整（別ページ）</p>
<p>1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体</p>	<p>認可プロバイダーについては「統合ID基盤」という名前でデジタル庁様にて設置予定と理解しました。設置予定の時期、設置されるまでの期間中に移行される標準準拠システムの対応方針の検討が必要と考えます。</p>	<p>国において今後「統合ID基盤」を提供することが検討されているが、提供時期や、その内容は現時点では検討中の状況である。少なくとも現段階においては各自治体・事業者において整備いただく必要がある。</p>	<p>「統合ID基盤」の提供時期やその内容は未定である為、現時点では各自治体・事業者において認可サーバを構築する必要がある。構築にあたってのベースラインとなるリファレンスモデルを今後お示しすることを予定しています。</p>	<p>9_その他</p>

1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体（1つ目）

取り扱いへの反対
意見踏まえた再検討

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <2件>

■ デジタル庁での共通的な構築を希望 <2件>

- ✓ 共通的に構築できるものであるため、個別に自治体で準備するのではなく、自治体の負担軽減も考慮し、デジタル庁側で統一的に準備できないでしょうか。
- ✓ マルチベンダ環境においては、API認可サーバが複数構築される認識。この場合、リソースの無駄が多いため再考の余地ありと考える。

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <4件>

■ 設置主体の規定が必要

- ✓ 認可サーバは庁内で1つのみ構築、構築主体は共通機能（庁内データ連携機能）導入ベンダーとする等の指定は検討が必要と考えております。

■ 共同利用を推奨

- ✓ 自治体ごとに仕様が変わらないのであれば、セキュリティクラウドのように広域で共同利用したほうが費用が下がるのではないかと考えます。

■ 将来構想について標準化方針としての規定を希望

- ✓ システムを構成する各要素の思想だけではベンダは開発計画をたてること、自治体様と調整することもできないため、計画と考え方は標準化の方針として明記して提示すべき

■ 認証連携の詳細明確化が必要

- ✓ 認証連携の明確化のため、アクセストークンの取得方法など、認証連携の詳細について明確にする必要があると考えます。

取り扱いに対する反対意見 <6件>

■ 1-2 仕様書への反映（連携要件） <2件>

- ✓ API仕様書_APIシーケンスでは、「アクセス先APIの認可サーバ」となっており、設置主体が明確ではない。認可サーバは自治体単位に1つ設置が必要ということを明確にすべきである。
- ✓ 団体に1つのAPI認可サーバを各ベンダシステムが利用する方式を検討いただきたい。

2_リファレンス提供（強制力はない） <2件>

- ✓ どの単位で認可サーバを構築するか、マルチベンダの場合も考慮したリファレンス提供を希望します。
- ✓ アクセストークンの取得方法など、認証連携の詳細について明確にする必要があると考えます。

9_その他 <2件>

1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体（1つ目）

構成員意見を踏まえ、API認可サーバに関する取扱い・設置主体の考え方を規定することとします。

考え方

国において今後「統合ID基盤」を提供することが検討されているものの、令和7年度末の移行期限に向けては、各自治体ごとにAPI認可サーバを手配する必要がある

マルチベンダの標準準拠システムを組み合わせる場合や、共同利用方式でのガバメントクラウドを利用の場合も想定し、API認可サーバの乱立を抑制するための規定が必要と判断



対応方針（案）

取扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）
4_既存仕様にて規定済

内容

API認可サーバに関する取扱い・設置主体の考え方は以下の通り。

- ① **API認可サーバの設置方針**
自治体毎に認可サーバは1台を原則とする（マルチベンダ、共同利用方式の場合も含む。具体的な実装方法は別途リファレンスを示す予定）。
- ② **API認可サーバの設置主体**
以下のパターンを例示として示すこととし、自治体毎に移行順序や調達単位等を踏まえて、決定することとする（この点は、「2_リファレンス提供（強制力はない）」）

#	構築・提供パターン		補足（考え方など）
	主体	配置場所等	
1	ベンダ	他の共通機能も含めて提供	現行システムにおける統合基盤・共通基盤と同様の考え方
2		最初に標準化する基幹業務システムと一体的に提供	左記の通り
3	自治体	自治体が独自に構築	標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）の利用も念頭に独自に構築

1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い

前回WTの提示内容は以下の通り。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取扱い
1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い	版数についてはAPI規定事項一覧で管理されるとなっているが、v1からv2に改版される際にv1のサポートも必要か、並行期間等の考慮、等改版時の考えの詳細化が必要。	-	仕様書改定の際は、最新版数での規定内容に従う必要があります。ですので、v1で規定したものが、v2では規定対象外となった場合、v1の規定内容をサポートする必要はありません。また、v1で規定対象外であったものが、v2では規定対象となった場合は従う必要があります。	反対意見を踏まえて対応方針を調整（別ページ）

1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い

取扱いへの反対
意見踏まえた再検討

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられました。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <2件>

■ 旧項目を考慮した新APIの規定が必要 <1件>

- ✓ 必ずしも連携している対象システムが同時に新しい改訂版対応ができるとは限らないため、旧項目を考慮した、新APIが規定されるべき

■ 旧版との並行稼働期間を含めた対応に関する規定が必要 <1件>

- ✓ APIのURIをバージョンごとに指定する。旧バージョンの維持期限は、1バージョンのみサポートする。例えば住民記録のIFが更新された場合、連携先の全業務が全国一斉にIFを更新することは困難である。特に標準外業務システムへの連携については同時に実施するのは困難。一時的に複数バージョンで連携できるような配慮は必要

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <8件>

■ 旧版との並行稼働期間を含めた対応に関する規定が必要 <7件>

- ✓ 最新版準拠APIリリース時に、利用側が旧版準拠API対応の状態のままでも動くような仕様とする必要がある
- ✓ 過渡期（並行期間）の取扱いを明確にするべきと考える。仕様書が改版された際、実際に各自治体で改版に対応する時期を明確にする必要があると考える。また 1日で全ての自治体が改版に対応することは出来ないと思われるので、一定の適用期間を設けることも検討すべきと考える今回提示された仕様の場合、全システムが一斉に切り替え後に対応しなければいけなく、切り替えタイミングについて定義する必要がある。

取扱いに対する反対意見 <6件>

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件） <3件>

- ✓ 切り替えの方針について明確にし、仕様書へ記載する必要がある。
- ✓ 新APIを規定する際に仕様書に記載すべき

■ 2_リファレンス提供（強制力はない） <1件>

- ✓ 版数の運用イメージは整理されているべき

■ 1-1_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ 特になし

■ 9_その他 <1件>

- ✓ 仕様書の改版に対する各自治体の改版対応については、標準化全体的な課題である

1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い

構成員意見を踏まえて、切り替えにあたって新旧のAPIの並行稼働を認めることとします。具体的な並行稼働期間の考え方について、別途お示しすることとします。

考え方

API仕様の改定における、APIの切り替えについては提供システム、利用システム双方で一斉の切り替えが難しいことも想定される

一方、自治体やベンダの事情によって切り替えに必要な期間等は異なることが想定される



取扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）
4_既存仕様にて規定済

内容

「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について（令和4年10月改訂）」における、「標準仕様書の改定に関する基本的な考え方」の規定を踏まえ、以下をAPI仕様の改定時の考え方をリファレンスとして示す

■ **標準仕様書の改定に関する基本的な考え方の規定事項：**
標準準拠システムとして、原則として見直しの適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書が公表される

■ **API仕様の改定に関して新たに考え方を示す事項：**

- ✓ **並行稼働を許容する版数（世代数）：**2世代（最新版とその一世代前）
- ✓ **並行稼働期間：**初回のAPI仕様の改定までに、具体的な並行稼働期間の考え方をリファレンスとして示す。その際、APIの提供側システム、利用側システムのそれぞれにおける対応期限の考え方を示すこととする。

2. ファイル連携に関する課題

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様（①独自施策システム）

独自施策システムとの連携については、データ要件・連携要件として考え方を定め、共通機能の標準仕様書として特段機能を規定しない整理としていました。一方で、カスタマイズが原則不可である中における実現方法についての照会が多数寄せられました。

仕様書の規定

データ要件・連携要件標準仕様書:本編

機能別連携仕様においてAPI連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータの受け渡しが必要な場合にファイル連携を利用可能であることを規定している

3.3 独自施策システム等連携仕様

(3) 連携対象システムが、基本データリストに規定するデータ項目のうち、機能別連携仕様において API 連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータが必要な場合、標準準拠システムは、当該データ項目のデータをファイル出力して、連携対象システムにおいて利用することができる。なお、当該データ項目が多く地方公共団体において API 連携する必要があることが明らかになった場合には、API 連携が可能のように、本仕様書に規定する。

(4) 標準準拠システムが、基本データリストに規定するデータ項目のうち、機能別連携仕様において API 連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータを受け取ることが必要な場合、標準準拠システムは、連携対象システムから、必要なデータ項目のデータを、ファイル連携により受け取ることができる。なお、当該データ項目のデータが多く地方公共団体において API 連携する必要があることが明らかになった場合には、API 連携が可能のように、本仕様書に規定する。

共通機能標準仕様書:本編及び機能要件

ファイルサーバに関する特段規定なし

構成員の意見

<規定の必要性>

- ✓ **連携ファイル格納場所は20業務の標準準拠システムで共有を想定しているようですが、標準準拠システム以外も同様なのか等、環境構築時の前提情報を教えてください。**
- ✓ **標準準拠システム以外の業務とのデータ連携について、最低限準拠を求める仕様の検討が必要。**「基本データリストに規定するデータ項目の範囲内」としか定義がなく、具体的な項目が不明のため。特に、連携要件に記載される「データ集合名」から基本データリスト内のどの項目を対象として扱うか不明のため。

<独自施策システムへデータを渡す場合の規定>

- ✓ **ファイル連携では「API 連携により受け取ることとしているデータ項目以外」が対象になることは少ないはずで、実用に対応できないのではないか。**
- ✓ **個別にファイル出力機能を作ることを要求するのか。それはカスタマイズ禁止に抵触するので許されないのではないか。**では、この「ファイル出力して」は EUC 機能の事を指すのか。

<独自施策システムからデータを受け取る場合の規定>

- ✓ **ファイル連携の読み込み側は標準準拠システムが出力したファイルを読み込む意図の機能しかない**
- ✓ **独自施策システムが他の標準準拠システムに代わって、相当する連携ファイルを出力する場合は問題ないかもしれないが、通常の独自施策システムでは、標準準拠システムにはない機能を分担するのであり、ファイルの内容も自ずと異なるのではないか。**仮に、ファイルの内容は同じであったとしても取り込み側は異なる機能として読み込みを行うのではないのか。これもカスタマイズ禁止の状態でのどのように実現する想定なのか



2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様（①独自施策システム）

対応方針への反対
意見踏まえた再検討

独自施策システムとの連携に「独自のファイル連携IF」を許容することについて、複数の反対意見が寄せられました。

構成員の反対意見

■反対意見 5/21件

<理由>

- ✓ 標準準拠システム側に、**独自施策システムとの独自I/F作成を永続的に（経過措置ではない）認めると、結果としてカスタマイズが増えるだけ**となります。
- ✓ 案1について、業務側の機能要件に定義されていない機能の実装となるため、**標準仕様の考え方に反している**と考える。案2について、標準準拠システムから基本データリストファイルを統合DBへ提供することは理解できるが（統合DBの管理主体や連携周期などの検討事項はある）、標準準拠システムが統合DBから基本データリストファイルを受け取る理由が分からない。独自施策システムから提供される基本データリストとは一体どのようなデータをイメージしているのか。
- ✓ 本来であれば、ファイル連携に限らず、API連携も各システムの機能要件に独自施策システムとの連携について規定され、機能別連携仕様に独自施策システムとの連携仕様が記載されると認識している。上記を前提とした場合、「1. 独自のファイル連携 IFを設ける方式」を認めることは標準化法第8条 2 項のカスタマイズしてはならないことに抵触しないか。また、標準化法第8条 2 項の原則の**カスタマイズとして認められるとした場合、連携仕様の範囲が広がり、実装工数にはねてしまうことが懸念**される。
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携は連携要件に則った連携を行うよう仕様書に記載されているが、**独自施策システム側への強制力がなく、対応されるのか疑問**である。デジタル庁より各ベンダ・団体へ呼びかけを行っていただきたい。

<対応方針の最適案>

- ✓ **独自施策システムとのファイル連携は基本データリスト**とする
- ✓ 「**2. 統合DBに独自IFを設ける方式**」のみとすべき
- ✓ 独自施策システムについても**標準準拠仕様を規定**する

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様 (①独自施策システム)

対応方針への反対
意見踏まえた再検討

構成員の反対意見を踏まえ、独自施策システムとのデータ連携については、機能別連携仕様で規定するIFを利用することを原則とするほか、当該IFにおいて必要な項目を連携できない場合においては、基本データリストを用いたファイル連携を行う方針に見直すこととする。

考え方

標準仕様に基づき、標準準拠システムに**独自施策システムとのファイル連携機能を設ける際の実装方法のベースライン**を提示する

独自施策システムとの間に**独自のファイル連携IFを認めることは、原則として標準準拠システムはカスタマイズ不可とする標準化の方針と整合しない**ほか、実装費用にも影響する



取り扱い

1-2_仕様書への反映 (連携要件)
2_リファレンス提供 (強制力はない)

内容

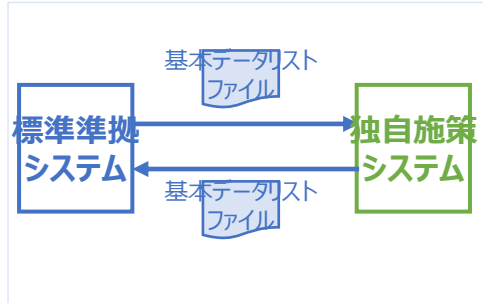
独自施策システムとのデータ連携については、「1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様」にて規定した通り、機能別連携仕様において規定されたIF (現状はAPI連携) を利用することを原則とします。当該IFのデータ項目以外のデータが必要な場合においては、以下2つの方式をベースラインとして、連携方法の検討いただくこととします。

→ 標準化IF
→ 独自IF

連携イメージ

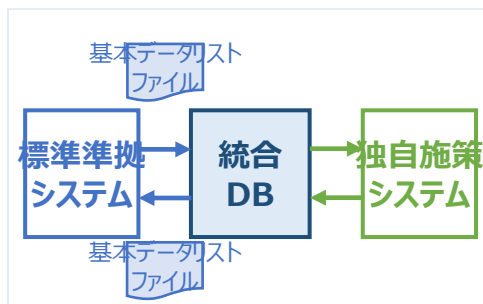
概要

1
基本データリスト
利用する方式
(※条件あり)



✓ 機能別連携仕様に規定されたAPI連携では必要なデータの受け渡しができない場合は、基本データリストを用いたデータ連携を行う

2
統合DBに
独自IFを
設ける方式



✓ 基本データリストに基づいて出力したファイル取り込んだ統合DBに対して独自IFを設ける (標準準拠システムにカスタマイズが発生するわけではないため、API連携の実装も可能)

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様（②外部システム）

外部システムとの連携に関しては外部システムの接続仕様書に従うことのみを定め、庁内データ連携に用いるファイルサーバとの関係については特段規定していません。一方で、構成員からそれらの取り扱いを確認する質問が寄せられています。

仕様書の規定

データ要件・連携要件標準仕様書:本編

外部システムの接続仕様書に従うことを規定している

② 外部システムとの関係

標準準拠システムと外部システムとの連携に当たっては、標準準拠システムのデータ要件・連携要件に関する標準化基準との整合性を確保しなければなりません。

具体的には、連携要件の標準において、次のとおり規定する。

- (a) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がある場合は、連携するデータ及び連携のためのインターフェースについては、「(連携する)外部システムに係る接続仕様書によること」と規定する。
- (b) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がない場合は、「連携するデータ項目は、基本データリストに規定するデータ項目の範囲内で対応すること」と規定する。

共通機能標準仕様書:本編

データ要件・連携要件と同様、外部システムのIF仕様に従うことを規定しているが、**ファイルサーバの利用について言及なし**

1.6. 標準化基準の作成方針

共通機能の標準仕様書の作成方針は、次のとおりとする。

- (1) 標準準拠システムにおける、本仕様書が対象とする共通機能のインターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにするため、本仕様書が対象とする共通機能と標準準拠システムとのインターフェースについて標準仕様を作成する。
- (2) 本仕様書が対象とする共通機能におけるマイナポータルや中間サーバ等の外部システムとのインターフェースについては、外部システムのインターフェース仕様に従う。

構成員の意見

- ✓ 国保連端末などの外部システム向けにファイルを出力し、当該連携ファイルを手動で**外部システムに取り込む際は、共通機能における庁内データ連携基盤を利用する必要はあるか**（その場合、エンドユーザーは当該連携基盤にアクセス可能なのか）現在、機能別連携仕様には「標準準拠システム」と「外部システム」への連携が記載されているが、**「外部システム」が手動でのファイル取り込みの場合の運用が不明確**なため



2.1.2. 標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様 (②外部システム)

当初の対応方針案 (案) に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針 (案) の内容に対する反対意見 <4件>

■ 具体的な実装方法について仕様書への記載は必要ない <1件>

- ✓ 庁内連携用のファイルサーバと外部システム連携用のファイルサーバを同一とするか、別とするかは自治体ごとの運用に影響を及ぼすため。またコストにも影響があるため、仕様書に追記する必要はない。

■ 禁止する必要性まではない <2件>

- ✓ 自治体の運用によるため、あえて外部システム連携での使用を禁止する旨を規定する必要はない
- ✓ 外部システムとの接続において規定されるファイルサーバの要件を満たせば問題ないという整理も可能と考えられる。ファイルサーバを複数準備することは無駄につながるため、要件は必要だが禁止とする必要はない

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<2件>

■ 別途推奨を規定する必要がある <1件>

- ✓ 「外部システムとの連携には使用してはならない」としたら、どのように行うことを推奨とするのか検討する必要があるため。

■ 利用有無は自治体の判断に委ねるべき <1件>

- ✓ 外部システム用のファイルサーバを別途構築するのはコスト的に負担と考えられるため、利用する・しないは自治体判断でよいと考えます。

取り扱いに対する反対意見<5件>

■ 2_リファレンス提供 (強制力はない) <2件>

- ✓ サーバ台数を減らす必要があるため強制までする必要はない

■ 3_ベンダ・自治体裁量 <2件>

- ✓ 利用する・しないは自治体判断でよいと考えます。

■ 4_既存仕様にて規定済 <1件>

- ✓ 自治体の運用によるため、あえて外部システム連携での使用を禁止する旨を規定する必要はないと考えます。

2.1.2. 標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様 (②外部システム)

構成員意見を踏まえ、外部システムとの連携と庁内データ連携に用いるファイルサーバの利用を禁止する規定の追加は行わないこととします。

考え方

取り扱いの明確化のため、外部システムとの連携の利用は想定していないことを仕様として明記した方がよいと判断

なお、外部システムとの連携においては、現行システムと同等以上のセキュリティ対策を実施いただく必要がある

一方で、外部システムとの接続において準拠する必要があるセキュリティポリシー等（※）がある中で、特定の実装方法を明示的に禁止する規定までは必要ないと判断



対応方針（案）

取り扱い

4_既存仕様にて規定済

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

内容

庁内データ連携に用いるファイルサーバを外部システムとの連携に利用するあたっては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に準拠することを要件とするにとどめる。

※：「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」

2.1.4. データ出力タイミング（日次/月次/年次）の規定

データ出力タイミングは自治体ごとの運用によるため、標準仕様を規定していません。一方で、出力タイミングの規定を求める意見が複数寄せられた。

仕様書の規定

データ要件・連携要件標準仕様書:本編

機能別連携仕様でも個別の出力タイミングは規定していない

<機能別連携仕様の規定項目>

(a) 連携機能 （「どのような場合に」）	① 連携ID（枝番含む）
	② 標準仕様書関連箇所
	③ 連携機能名Lv1
	④ 連携機能名Lv2
	⑤ 機能説明
	⑥ 必須/任意
(b) 対象データ （「どのデータを」）	⑦ データ集合名
	⑧ データ項目ID
	⑨ データ項目名
	⑩ 備考
(c) 連携方法 （「どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）を行うか」）	⑪ リアル連携
	⑫ ファイル連携
	⑬ 連携先・連携方向

構成員の意見

- ✓ データ出力タイミング（日次or月次or年次）を決める必要がある。
- ✓ 同様に基本データリストで連携を行う場合にも決める必要がある。

2.1.4. データ出カタイミング（日次/月次/年次）の規定

対応方針への
意見踏まえた再検討

データ出力のタイミングについては仕様書では規定せず、ベンダ・自治体裁量とする方針を維持する。ただし、自治体毎に出カタイミングを設定できるようにするため、外部パラメータとして管理できることを要件として規定する。

考え方

データ出カタイミングや連携頻度については**業務特性や団体規模、運用によって異なるもの**であり、**標準仕様を定めることは困難**と考えられる

また、標準仕様を定めてしまうことで、これらの**差異を吸収できず、逆に運用に耐えられなくなる**可能性が懸念される

本対応については、自治体毎の**差異をシステムの設定で対応できることが望ましい**



内容

対応方針（案）

取り扱い

3_ベンダ・自治体裁量

データ出カタイミングについては、仕様書では規定しない。

ただし、出カタイミングの自治体毎設定できるようにするため、外部パラメータとして設定することを要件として規定することとする（この点は「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」）。

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <1件>

■ 仕様書に連携タイミングを明記する<1件>

- ✓ 連携タイミングが定義されていないと受信側と送信側の認識に相違により必要なタイミングでデータが受領できないことが考えられる

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<3件>

■ 自治体規模に応じて検討する<1件>

- ✓ 自治体の規模に応じた最適な運用を実現するタイミングとすべき。

■ データ取得オプション（全件や差分など）も規定すべき<1件>

- ✓ 日次差分は対応可能だが、月次差分は対応不可となるケースが想定されるため、2.2.1(連携単位（全件/差分/1件）)と合わせた規定とすべき

■ EUC向け副本データの作成タイミングの規定が必要<1件>

- ✓ 内部データ構造とは別に基本データリスト用の副本データを別に持ち、これをデータ出力（EUC用のデータとしても兼用）することが想定されます。このため、この副本データの作成タイミングは既定が必要と考えています（この副本データのデータ出力タイミングは裁量）

取り扱いに対する反対意見<2件>

■ 1-2_仕様書への反映（連携要件）<1件>

- ✓ 連携要件に想定される連携タイミングを列挙する。（1つに絞る必要はないと考えます）

■ 2_リファレンス提供（強制力はない）<1件>

- ✓ 将来的には統一を考えるべきと思われるので、検討時の参考資料として用意されるべきと考えます。

3. 移行期間におけるデータ連携に関する課題

3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン

移行期間におけるデータ連携に関しては、標準化基本方針にて連携要件の適合を必須としない方針を示していますが、構成員からは、現行IFの利用等の例外措置の必要性とともに、ベースラインとなるルールの規定が必要性に関する意見が寄せられています。

仕様書の規定

標準化基本方針

「合理的に説明し得る範囲及び期間内」との**条件付きで、連携要件への適合の例外措置を規定**

4.1.2 連携要件の標準

- ただし、事業者が複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムを、1つのパッケージとして一体的に提供する場合においては、当該パッケージ内におけるデータ連携については当該事業者の責任において対応することとし、必ずしも、データ連携機能の要件に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。また標準準拠システムに段階的に移行する場合においては、各団体における移行方法を踏まえ、最も合理的で円滑な移行を進める上で合理的に説明し得る範囲及び期間内で、必ずしも、連携要件の標準に適合する必要はない。

データ要件・連携要件標準仕様書

規定なし

共通機能標準仕様書

規定なし

構成員の意見

＜移行期間の例外措置の必要性に関する意見＞

- ✓ データの受け側として、データ提供側の業務が先行して標準化準拠システムに移行した場合、**現行システムで連携しているIFでの出力は行わない、といった事態が発生しないかを懸念**しているため、対応方針の検討が必要と考えます
- ✓ 業務毎に提供ベンダーが異なるマルチベンダーで対応されている自治体の場合、標準化対応時期もベンダーによって異なることが予想されるが、その際の対応方法について、**柔軟に一旦は既存の連携方式を認めるなり、猶予期間を認めるなりし、スムーズで安定稼働を実現できる対応が求められる**

＜ベースラインルールの必要性に関する意見＞

- ✓ 対応方針（ベースラインのルールを設定するか）を検討させていただきたい。**ベースラインのルールを設定すべきかどうかの議論から**と考える
- ✓ 主にマルチベンダーの時の課題と考えます。そのため、事業者ごとではなく自治体ごとに決めることになると考えます。ただ、**自治体ごとに対応方針を決めるとカスタマイズを増やすこととなり、標準化の趣旨に反する**ため、一定のルールは必要と考えます
- ✓ **標準システム以外とのIFについてAPI連携、ファイル連携以外の対応についてベンダーに負荷発生**するので詳細な検討が必要
- ✓ リフトおよびシフトの時期が標準準拠システム毎に変わる可能性がある。本件はどの自治体でも検討課題となるため、**国として対応方針が定められると自治体も検討しやすい**と考える



3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

対応方針（案）の内容に対する反対意見 <0件>

意見なし

方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<7件>

■標準化前システムに標準化後のIFを設けることも規定すべき

- ✓ 原則は、標準準拠システム側ではなく、相手側（標準準拠前のシステム）に標準化後のIFを設ける旨を明文化いただきたい
- ✓ 文字要件や共通機能（団体内統合宛名）については差異を吸収する変換機能の対応が困難と考えております。これら差異を吸収することが困難なケースは標準化「前」システムや独自施策システムが連携要件に従う等の方針を示して頂きたい

■変換機能の提供主体の基準・考え方の規定が必要

- ✓ 提供主体が明確に示されない場合は、自治体ごと・連携先ベンダごとの検討が必要になる。リファレンス資料において、基本的な考え方として「提供側システム」が対応するのが「利用側システム」が対応するのは示されるべきと考える。
- ✓ 案2について、データ変換を実施する（できる）のはデータ提供側・利用側のいずれかしかないと考える。そのため、統合DBを用いる運用イメージが沸かない

■直接IFをもつ方式」は他社システム間の連携には採用困難

- ✓ 「1 直接IFをもつ方式」は、標準準拠システム側に「標準化前システム」とのIFを実装する必要があり、他社システムとの間で行うことは難しい

■変換機能の定義のリファレンス提供要望

- ✓ 標準化「後」システムのシステムを新規構築する場合や、自治体がベンダ切替により標準化基準に適合するパッケージを利用するパターンの場合は、標準化「後」システムが既存IFに合わせる事が非常に困難。このような場合、IF差異を吸収する変換機能での対応が考えられますが、変換機能も既存IFを完全再現できないことが想定される。変換機能の定義も「基本データリスト」にある項目を前提としたリファレンス提供として頂きたい（標準化対象外のシステムについても同様）

取り扱いに対する反対意見<3件>

■1-1_仕様書への反映（実装必須機能）<1件>

- ✓ 各ベンダの認識の齟齬を生じさせないためにも仕様書へ記載すべきと考える。

■1-2_仕様書への反映（連携要件）<1件>

■その他<1件>

- ✓ 移行期間が終わるまでは既存の連携方式で連携できる旨の一定の強制力は必要ではないか。先に移行したシステムが既存の連携方式をとれなくなってしまった場合、強制的に新連携方式に対応せざるを得ない状況になりかねなく、システムの品質に影響が出てくる可能性がある

3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン

マルチベンダー構成の自治体においては検討が必要になること、方向性を示さないことによりカスタマイズを助長し、標準化の趣旨に反することとなる可能性に鑑み、一定の考え方を示すこととします。

考え方	対応方針（案）（1/2）
<p>標準化基本方針に規定された例外措置を具体化し、移行期間におけるデータ連携の実装例についての考え方を示す</p> <p>一方、段階的な移行方法は自治体ごとの事情によって異なることを踏まえ、上記実装例を仕様書に規定するものではなく、リファレンスとしての提供に留める。</p>	<p>取り扱い</p> <p>2_リファレンス提供（強制力はない）</p> <p>内容</p> <p>段階的に移行する場合の、移行期間におけるデータ連携機能については、次ページに示す3つの方式をベースラインとして、各団体における移行方法を踏まえ検討すること。</p> <p>なお、標準化後のシステム間のデータ連携において、既存IFを利用することはいかなる場合も認められません。また、標準化対応において新たに開始するデータ連携については、双方のシステムの標準化後に、標準化後IFにて連携を開始することとする。</p>

3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン

対応方針への
意見踏まえた再検討

構成員意見を踏まえ、段階的に移行する場合の選択肢として、標準準拠システムにカスタマイズが発生しない、標準化「前」システムに標準化後IFを設け直接連携する方式を明記することとしました。

対応方針（案）（2/2）

内容	連携イメージ	概要
<p>1 標準化後IFで 直接連携する 方式</p>		<p>✓ 標準化「前」システム側に、IF差異を吸収する変換機能が必要</p>
<p>2 既存IFで 直接連携 する方式</p>		<p>✓ 標準化「後」システム側に、一時的に既存IFが必要</p>
<p>3 変換機能を 仲介する方式</p>		<p>✓ IF差異を吸収する変換機能が別途必要（統合DBなど、恒常的に設ける形も可能）</p>
<p>(参考) 標準化後の 方式</p>		<p>(機能別連携仕様に示した標準化後IFのみが存在)</p>